

レンタル貸渡略式約款（H26年4月～）

予約と借受人資格

- ◎借受人は、クレジットカード会員であること。又は事故等で借受人負担が発生した場合に現金及びショッピングローンにて一括弁済可能な方。
- ◎借受人が未成年の場合、親権者の同意と同席申し込みが必要です。

貸渡契約及びキャンセル

- ◎貸渡契約は、予約した日時に契約書へ記入捺印して、レンタル料金を受領後、車両を渡した時成立とする。
 - ◎借受人の都合によるキャンセルの場合、事前に悪天候であることが容易に分かる場合、お受けいたします。（予約した時間を1時間以上経過して来店のない場合も、キャンセルとみなされます。）
- また、それ以外でのキャンセルは、極力お控えください。キャンセルの場合、必ずご一報下さい。

貸渡契約後の解約及び払い戻し

- ◎レンタル料の払い戻しは、車両の使用不能及び当社の都合による貸渡し不能の場合は全額。
- ◎次の場合はレンタル料の払い戻しはありません。
 - 借受人がこの約款に違反した時。
 - 借受人の責に帰する事由による交通事故を起こした時。
 - 借受人が当社からの代替車又はこれに準ずる処置を受けた場合。
 - その他本約款に準ずる。

禁止事項

- ◎借受人はレンタル中のパンク・車両の損傷に要する修理費等は本人負担。ただし当社の責に帰する時を除く。
- ◎借受人はレンタルバイクを転貸し、売却等をしてはいけません。
- ◎借受人は許可なく、レース・各種テスト・改造をしてはいけません。
- ◎借受人はレンタルバイクを営利目的での使用をしてはいけません。

事故又は、盗難（営業補償・レッカー費用は別表にてご確認ください）

- ◎借受人の責任により事故が発生しレンタルバイクを使用できない場合は、営業補償費用をいただきます。
- ◎レンタルバイクは、車両保険（オプション）に加入していません。

万が一転倒の場合、お客様に事故車の運送料・修理費・営業補償費の負担が発生します。
- ◎盗難が発生した場合、車両損害上限額の50%を借受人負担とする。
- ◎相手のある交通事故で保険過失割合による修理代差額分は借受人負担とする。
- ◎単独事故による修理費等は借受人負担とする。
- ◎レンタル中の車両の管理責任（盗難・イタズラによる修理費等）は借受人が負うものとする。
- ◎天災による車両の修理費等は借受人の責任を問わないものとする。

車両の返却

- ◎借受人は通常の摩耗を除き、引渡しを受けた時と同じ状態で返却をする。
- ◎借受人は、指定の油脂（ガソリン、その他オイル）を満タンにて返却をする。
- ◎借受人は当社の立会のうえ、車両のチェック及び同乗者の遺留品がないかを確認する。
- ◎借受人はレンタル期間内での車両の返却をする。
- ◎借受人はレンタル期間を超過した場合は、超過料金を払うものとする。
- ◎借受人はレンタル期間を超過する場合は、必ず当社の承諾をうけるものとする。

その他確認事項

- ◎お預かり車両の車両責任は一切負いませんのでご了承ください。
- ◎指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他反社会的組織に該当しないことを確約します。

★本約款の一部を抜粋したものです。必ず本約款を読みご理解ください。 理解しましたので申込します。